

簡易公募型プロポーザル方式（拡大）に係る手続開始の公示  
（建築のためのサービスその他の技術的サービス（建設工事を除く））

次のとおり技術提案書の提出を招請します。

なお、本業務は「公共事業の入札・契約手続の改善に関する行動計画」運用指針（平成8年6月17日事務次官等会議申合せ）記四に定める調達の対象外です。

2019年3月1日

国立大学法人宮崎大学  
契約担当役 理事 迫田 浩一郎

## 1 業務概要

- (1) 業務名 宮崎大学（田野）演習林災害復旧設計業務
- (2) 業務内容 2018年9月30日の台風24号による豪雨で土砂の崩落が発生した、田野1団地の5箇所の災害復旧設計業務
- (3) 履行期限 2019年6月10日（月）  
ただし、財政法の定めによる承認を得ることを条件とする。

## 2 参加資格、選定基準及び評価基準

### (1) 技術提案書の提出者に要求される資格

次に掲げる条件を全て満たしていること。

- ① 記3（4）の提出期限において、文部科学省における「一般競争参加者の資格」（平成13年1月6日文部科学大臣決定）第3章第32条で定める競争参加資格について、平成31、32年度設計・コンサルティング業務のうち「その他のコンサルティング業務」、「建築設備関係設計・施工管理業務」又は「建築関係設計・施工管理業務」の認定を受けている者であること。（会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後に一般競争参加資格の再認定を受けていること。）
- ② 経営状況が健全であること。
- ③ 不正又は不誠実な行為がないこと。
- ④ 技術士（総合技術監理部門（業務に該当する選択科目）又は業務に該当する部門）又はシビルコンサルティングマネージャー、又は土木学会認定土木技術者（特別上級土木技術者、上級土木技術者又は1級土木技術者）の資格を有する管理技術者を当該業務に配置できること。
- ⑤九州管内に本店、支店又は営業所が所在すること。

### (2) 技術提案書の提出を求める者を選定するための基準

#### ① 技術提案書の提出者の能力

資格、同種又は類似業務の実績

同種業務 法面崩落による法面積50㎡以上の法面復旧を含む設計業務

類似業務 法面積50㎡以上の法面保護を含む設計業務

②技術提案書の提出者の能力

(1)の技術提案書の提出者に要求される資格を満たしていること。

(3) 技術提案書を特定するための評価基準

①担当予定技術者の能力

資格、同種及び類似業務の実績

②技術提案書の提出者の能力

(1)の技術提案書の提出者に要求される資格を満たしていること。

③業務の実施方針

業務内容の理解度、実施方針の妥当性、実施手法の妥当性、工程計画の妥当性、技術者配置計画の妥当性

④課題についての提案

提案の的確性、提案の独創性、提案の実現性

### 3 手続等

(1) 担当部局 〒889-2192

宮崎県宮崎市学園木花台西1丁目1番地

国立大学法人宮崎大学施設環境部企画管理課企画管理係

電話 0985-58-7127

メールアドレス kikaku\_soumu@of.miyazaki-u.ac.jp

(2) 説明書の交付期間、交付方法、申し込み方法

2019年3月1日(金)から2019年3月15日(金)までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、午前9時から午後5時まで(ただし、最終日は午後13時まで。)、電子メールにより交付する。

説明書の交付に当たっては無料とし、希望する者は、上記3(1)の申し込み先(電子メールアドレス)に会社名、担当者名及び連絡先(会社住所、電話番号、FAX番号、メールアドレス)を明記して申し込むこと。受信確認後、申込者にデータのダウンロード用URLを記したメールを返信する。

申請電子メールの件名:【説明書等申込】「宮崎大学(田野)演習林災害復旧設計業務」(会社名称)

(3) 参加表明書の提出期限、場所及び方法

2019年3月15日(金)13時00分(1)に同じ。持参又は郵送すること。

(4) 技術提案書の提出期限、場所及び方法

2019年4月3日(水)13時00分(1)に同じ。持参又は郵送すること。

### 4 その他

(1) 手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 契約保証金 納付

ただし、有価証券等の提供又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約を行った場合は、契約保証金を免除する。

(3) 虚偽の内容が記載されている参加表明書又は技術提案書は、無効とする。

- (4) 手続における交渉の有無 無
- (5) 契約書作成の要 要
- (6) 当該業務に直接関連する他の業務の一部を契約の相手方と随意契約により締結する予定の有無 無
- (7) 関連情報を入手するための照会窓口 記3(1)に同じ
- (8) 記2(1)①に掲げる資格を満たしていない者も記3(3)により参加表明書を提示することができるが、記3(4)の提出期限の日において、当該資格を満たしていなければならない。
- (9) 詳細は説明書による。